

CLAIR REPORT

韓国の女性政策について

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 188 (October 29, 1999)

Council of Local Authorities
for International Relations



財團
法人
自治体国際化協会

目 次

はじめに	1
第1章 韓国女性の社会的地位	2
第1節 國際的な比較	2
第2節 個別分析	3
1 経済活動への参加	3
2 教育水準	4
3 政治参加	4
4 意識	5
第2章 韓国の女性政策	6
第1節 法的措置	6
1 憲法	6
2 女性発展基本法	6
3 男女差別禁止及び救済に関する法律、男女雇用平等法	7
4 性暴力、家庭暴力関連法	9
5 家族法	11
6 女性企業支援に関する法律	13
第2節 国の政策	14
1 推進体系	14
2 政策の基本方向	14
3 女性政策基本計画	15
4 年度別施行計画	17
5 女性特別委員会	17
6 韓国女性開発院	18
7 公務員に関する施策	19
第3節 地方自治体の政策	22
1 年度別施行計画	22
2 女性政策担当機構	22
3 ソウル特別市の施策	23
4 済州道の施策	26
5 北済州郡の施策	27
第4節 女性団体の活動	29
1 女性団体の定義	29
2 女性団体の活躍	29
おわりに	30
参考文献	31

はじめに

韓国は儒教の国であり、特に、親や目上の人間を敬う心と態度は今なお韓国社会の根幹を成している。一方、これもまた儒教規範である「男女有別」「女必従夫」「夫唱婦隨」等の男尊女卑的な思想が残っている。

自分が実際に韓国に住んでみて、想像していたほど、女性であるために不自由を感じたり差別を受けたことはなかった。また、社会の第一線で生き生きと活躍する女性や家をたくましく切り盛りする母親たちにも出会った。彼女たちは自分の意見をはっきりと主張する強い女性であった。

にもかかわらず、社会の隅々に男性優位の思考や慣習がまだ残っていることも事実である。いくつか例を挙げてみると、結婚式には新婦が新郎側の家族の一員になることを意味する「幣帛（ペベク）」という儀式を行い、新婦は「男子を産まなくてはいけない」という強迫観念に怯える。ドラマでよく見るが、夫婦間で話す場合に、夫は妻に対しパンマル（友達同志で話す言葉）を使うが、妻は夫に対し敬語を使う。一日の最初の客が女性だと一日中ついていないという迷信を信じているタクシー運転手もいる。

韓国においても 1960 年代の経済成長時期以降、女性の労働力はますます増加しており、女性の社会進出が進んでいる。しかし、1997 年 12 月に始まった IMF 体制において企業の倒産等が相次ぎ、その中で女性がまず解雇対象となるということが多発するなど、女性の就業環境は非常に不安定になっている。

そこで韓国では、これらの意識や現状を開拓すべく、女性の地位向上のための政策が非常に急速に進められてきた。女性政策の基本法である女性発展基本法が 1995 年に制定され、国や地方自治体は法律に規定される計画に基き、多様な施策を展開している。また、社会の様々な分野での男女差別を包括的に禁止した男女差別禁止法、深刻化する家庭内暴力を社会全体で解決しようとする家庭暴力防止法などの法律が短期間で制定され、それぞれ一定の成果を挙げている。大統領が女性問題に関心が高いということも追い風になっている。

日本と韓国は、女性の置かれている立場がかなり類似しており、そのため互いの政策が大いに参考となる。

このレポートでは、韓国の女性政策のうち、日本よりも進んでいると思われる分野を中心に紹介することとし、本レポートを通じて隣国の女性を取り巻く今後の動向についてさらに关心が広がれば幸いである。

1999 年 10 月

第1章 韓国女性の社会的地位

第1節 國際的な比較

國際的にみて韓国女性の地位は低い。国連開発計画(UNDP)の開発した「ジェンダー・エンパワーメント測定(GEM)」という指標がある。この数値は、女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るものである。具体的に、女性の稼働所得割合、専門職・管理職等に女性が占める割合、国会議員に女性が占める割合を用いて算出しており、韓国は102カ国中83位である。また、国民の教育水準、所得水準、平均寿命を用いて算出した「人間開発指数(HDI)」は、基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るものであるが、韓国は世界174カ国中30位である。さらに、HDIと同じく人間の基本的能力の達成度を図る「ジェンダー開発指数(GDI)」は女性と男性の間で見られる不平等に着目したものである。韓国は163カ国中37位である。

韓国は先進国の中ではHDIやGDIも低い方であるものの、国際的には上位にあるといえる。それに比べGEMは下位にある。日本は、韓国に比べそれぞれの順位は高いが相対的にGEMの落ち込みが大きいという点では共通している。これは、基本的な人間能力の開発という点においては国際的にみて優れた状況にあり、女性の能力の開発も進んでいるが、それを発揮する機会が十分にないということを意味する。

国際比較指標（指標別順位）

国家	HDI (人間開発指 数)	GDI (ジェンダー開発指 数)	GEM (ジェンダー・エンパワーメント 測定)
カナダ	1位	1位	7位
フランス	2	7	31
ノルウェイ	3	2	2
米国	4	6	11
フィンランド	6	5	5
日本	8	13	38
スウェーデン	10	3	1
ドイツ	19	17	8
香港	25	33	—
シンガポール	28	29	42
韓国	30	37	83
比較国数	174カ国	163カ国	102カ国

(出典:UNDP/1998年「人間開発報告書」)

また、「女性の働きやすさ」についてはどうであろうか。1998年に日本の経済企画庁が公表した指標によれば、経済協力開発機構(OECD)加盟国の中23カ国中、韓国が20位、日本が19位(1995年)といずれも下位グループであった。この試算は、女性就業率や男女家事分担率など、働く女性に関する複

数の指標を使ったもので、両国とも 1980 年時点に比べてランクが下がっており、女性の働く意欲や能力を活かす動きが国際的にみて緩慢なことを示している。

「女性の働きやすさ」指標国際比較（1995 年）

順位	国名	指標値	1980 年順位
1	スウェーデン	61.81	1
2	ノルウェー	57.89	4
3	フィンランド	56.19	6
4	米国	55.30	2
5	オーストラリア	54.72	7
6	カナダ	54.34	5
7	ポルトガル	53.50	15
8	フランス	51.99	10
9	英国	51.92	8
10	ニュージーランド	51.14	9
11	デンマーク	49.84	3
12	ドイツ	49.42	11
13	オーストリア	47.97	12
14	スイス	46.79	14
15	ベルギー	46.69	22
16	アイルランド	46.32	20
17	オランダ	45.60	19
18	メキシコ	45.45	21
19	日本	44.05	16
20	韓国	43.43	17
21	イタリア	42.99	13
22	ギリシャ	42.01	18
23	スペイン	40.65	23

（出典：1998 年 5 月 4 日付け日本経済新聞）

第 2 節 個別分析

1 経済活動への参加

1960 年代の経済成長期以降、女性の労働率（15 歳以上の全女性人口に対して経済活動人口〔就業者＋失業者〕が占める割合）がますます増加しており、最近では女性 2 名中ほぼ 1 名が労働力となっている。

性別労働率推移

年度	女子	男子
1970	39.3	77.9
1980	42.8	76.4
1990	47.0	73.9
1997	49.5	75.6

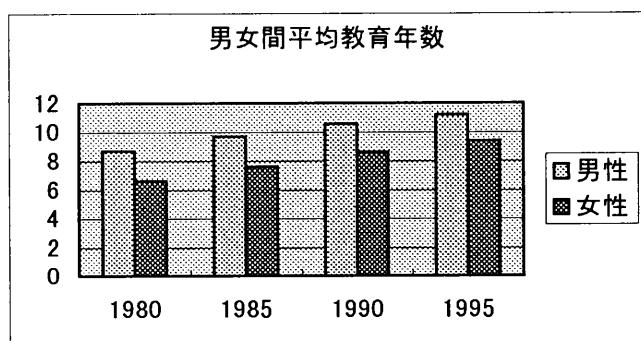
（出典：「韓国の女性」1996 年 12 月、「ソウル女性白書」1998 年）

しかし、女性は男性に比べて賃金労働者の比率が低く、賃金労働者でも臨時職や日雇い職の比率が高い等、就業構造は不安定である。また、女性の平均賃金は男性の60%未満、管理職のうち女性は3.6%に過ぎず、これは世界でも最低レベルになっている。（数字出典：労働部「賃金構造基本統計調査報告書」1997年）

さらに、IMF体制下で女性がまず整理解雇の対象になることや、男性より賃金水準が低くパートタイムや臨時職等の柔軟な雇用形態が人件費の削減に効果的であるため、それらの職の女性人材に対する需要が高まっており、女性の就業構造はさらに不安定になっている。

2 教育水準

韓国女性の教育水準も高くなってきており、様々な要因が考えられるものの、平均教育年数が1980年に6.6学年であったものが1995年には9.4学年と大きく伸びている。この数値は男性に比べると1.8年ほど遅い。大学就学率も、男子が85.7%であるのに対し、女子は50.9%で男女間の差が大きい。家計が苦しい場合は女性より男性に教育を受けさせる家庭がいまだ存在するということ、女性が教育を受けても就職等の成果に結びつかないという意識があることが大きな理由と思われる。（出典：教育部「教育統計年報」1997年、統計庁「韓国の社会指標」1996年）



3 政治参加

女性の政治参加はかなり低い水準にある。現在の第15代国會議員のうち、当初の女性当選者の比率は3.0%に過ぎない（現在は3.6%）。地方自治体では、基礎議会議員の女性の比率は1.6%、広域議会議員の女性の比率は5.9%である。

分野	数・割合	備考	日本
閣僚	2名（99年3月）	文化観光部長官 保健福祉部長官	1名（郵政大臣、99年3月）
国會議員	3.0%（96年4月15代）	前回92年3月14代1.3%	8.0%（98年3月）
地方首長	0名（98年6月）	前回95年6月、基礎団体1名	4名（98年6月）

地方議員	広域 5.9%、基礎 1.6% (98年6月)	前回 95年6月、 広域 5.8%、基礎 1.6%	4.6% (97年12月)
------	----------------------------	------------------------------	------------------

(出典：韓国⇒「韓国の女性」、新聞記事他

日本⇒<http://www.sorifu.go.jp/danjyo/index.html>総理府男女共同参画室、
<http://www.dawncenter.or.jp/plbank/plsql/main>大阪府立女性総合センター)

公務員の割合は全体の 28.7%程度であり、上位職になるほどその比率は顕著に低く、一般職公務員のうち、3 級以上の女性比率は 0.9%、5 級以上は 2.7%である。

		女性公務員の割合	女性管理職の割合	備考
韓国		28.7%	2.7%	5 級以上、1997 年
日本	国家	16.7%	1.0%	1996 年
	地方	—	本庁 3.1%、出先 4.5%	1996 年

(出典：韓国⇒行政自治部「1998 行政自治部統計年報」

日本⇒<http://www.sorifu.go.jp/danjyo/index.html>総理府男女共同参画室、
<http://www.dawncenter.or.jp/plbank/plsql/main>大阪府立女性総合センター)

4 意識

女性の教育水準が男性に比べて低く、経済活動や政治への参加が遅れているのは、韓国社会に女性を差別したり、女性の社会進出に不利に働く意識と慣習が根深く残っているためであると思われる。男尊女卑の意識を象徴しているのは、出生における性比率の不均衡である。1995 年に産まれた赤ん坊のうち、女児 100 名に対し男児は 113.4 名であり、3 人目の子どもの場合 179.4 名、4 人目以上の場合には 213.9 名で、「男児選好」現象が顕著である。(数字出典：統計庁（1996）「人口動態統計年報」)

1998 年の意識調査でも、成人男女の半数が現在の男女の平等水準を「普通である」と考えているという結果が出ている。男女の回答比率が不明であるが、国民は現在の状況にそれほど違和感を持っていないことが現れており、儒教思想が無意識的に残っているものと思われる。

第2章 韓国の女性政策

第1節 法的措置

韓国の女性に関する法律は、憲法の平等規定を根幹として、基本法である女性発展基本法の制定と同時に、分野別の個別法が整備されている。

1 憲法

大韓民国憲法（1987年10月29日制定）の女性の権利に関する規定は次のとおりである。

- ・すべての国民は、法の前に平等である。何人も性別、宗教又は社会的身分により、政治的、経済的、社会的、文化的生活のすべての領域において差別を受けない。（第11条第1項）
- ・女子の労働は、特別の保護を受け、雇用・賃金及び勤労条件において、不当な差別を受けない。（第32条第4項）
- ・国は、女性の福祉と権益の向上のために努力しなければならない。（第34条第3項）
- ・婚姻及び家族生活は、個人の尊厳及び両性の平等を基礎として成立し、維持されなければならない、国はこれを保障する。（第36条第1項）
- ・国は、母性の保護のために努力しなければならない。（第36条第2項）

2 女性発展基本法

「女性発展基本法」が1995年12月30日に制定され、1996年6月30日から施行されている。同法は、憲法の男女平等理念を実現するための国と地方自治体の責務等を規定することにより、男女平等を促進し女性の発展を図ることを目的としている。同法が制定されたことで、それまで個別分散していた女性関連法令が基本法の体系の中に取り入れられることになり、女性政策がより一貫性を持ち、かつ体系的に行われることが可能になった。

法律制定のきっかけは、1995年9月に北京で開かれた国連主催の「世界女性会議」の一ヶ月後に政府が発表した「女性の地位向上のための十大課題」であった。十大課題の一つに女性発展基本法制定が挙げられ、その後急ピッチで作業が進められた。当時の金泳三大統領と当時の女性問題専門担当大臣であった政務第二長官の推進力が決め手になったといわれている。

法律の主要内容

- ・男女平等の促進のための国民の義務を規定した。さらに、国及び地方自治体には制度的措置の準備と必要財源の調達の責務を規定した。
- ・女性の参加が著しく進まない分野への女性参加を促進するために、女性に対する暫定的な優待措置を導入する根拠を設けた。
- ・政府は、5年ごとに女性政策基本計画を策定しなければならず、中央行政機関と広域自治団体は毎年施行計画を策定・施行しなければならない。

- ・国民的に男女平等の促進等に対する関心を高めるため、女性週間を指定する。
- ・基本施策として、政治や政策決定過程、公職への参加の促進や雇用の平等、男女平等教育、性暴力や家庭暴力の予防、家事労働価値の評価、大衆媒体の性差別改善等を列举した。
- ・国は、女性発展基金を設置・運営し、女性の権利増進のための事業や女性団体の事業の支援に使うこととされた。
- ・国や地方自治体が女性団体の活動に行政的、財政的支援を行う根拠を設けた。

制定当初は、同法は「絵に描いた餅になるのでは」という懸念があったが、実際の女性政策の発展に大きく寄与しているといえる。個々の条項を具体化する個別法が制定・改正されており、また、政府と地方自治体が施行計画に基づき着実に施策を推進しているといえる。

3 男女差別禁止及び救済に関する法律、男女雇用平等法

(1) 男女差別禁止及び救済に関する法律の制定

「男女差別禁止及び救済に関する法律」が 1999 年 1 月 6 日に国会を通過し、同年 7 月 1 日から施行された。

同法の成立は‘韓国女性史に残る画期的な事件’と報道されたが、それは韓国の根深い女性差別を効果的に解消し、差別を受けた女性を迅速に救済することができる仕組みを整えたからである。同法では、雇用のみならず、教育、施設、サービス等の利用における差別や、法律や政策の執行における差別、セクシュアル・ハラスメント等が禁止され、民間だけでなく、公共機関にまで対象が拡大された。

男女差別の解消を担当する専門機構は女性特別委員会であり、調査・是正勧告等を担当し、女性特別委員会から差別是正勧告を受けた当事者は、勧告に従わなければならず、処理結果を報告しなければならない。決定に不服のある場合は異議申請ができるが、「差別に当たらない」という立証を行わなければならない。

法律審議過程において、女性特別委員会がこうした「準司法権」を持つことに対し反対意見も出たが、結局は実現されることとなった。また、実際に法が施行され、適用される段階に入ると、差別に該当するか否かの認定がかなり難しいことが予想されるので、女性特別委員会では具体的な差別ガイドラインを作成されることとなった。

法律の主要内容

- ・雇用、教育、施設・サービス等の提供及び利用、法・政策の執行における男女差別を禁止する。また、セクシュアル・ハラスメントを禁止する。
- ・差別禁止の対象は、民間事業所のみならず公共機関も含まれる。
- ・男女差別解消を担当する専門機関は女性特別委員会とする。女性特別委員会の機能は

調査、差別可否の決定・調停・是正勧告・告発、法制度改善勧告、改善結果の報告要求、改善指針の樹立とする。

- ・女性特別委員会が差別事項を調査し、まず自主的解決のための合意勧告を行うことができ、合意しない場合には調停手続に入ることができる。
- ・調査の結果、是正措置として男女差別行為の中止、現状回復・損害賠償等の救済措置教育、新聞の広告欄を通した公表等を勧告する。
- ・勧告された者は女性特別委員会に処理結果を報告しなければならない。
- ・男女差別と決定された事項は、女性発展基金で訴訟を支援することができる。

(2) 男女雇用平等法の改正

また、「男女差別禁止法」制定と時を同じくして「男女雇用平等法」が改正された。こちらは一足速く 1999 年 2 月 8 日から施行されている。男女雇用平等法の差別禁止分野は雇用のみであり、対象機関も民間のみである。今回の改正では、職場内のセクシュアル・ハラスメント予防に関する事業主の義務等を定める条項が新設された。

(3) 労働部の職場内セクシュアル・ハラスメント予防指導指針

男女雇用平等法及び同法施行令に従い、労働部は、公聴会等各界の意見を集約して「職場内セクシュアル・ハラスメント予防指導指針」を制定した。この指針は、今後、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの可否を判断する地方労働官署及び雇用平等委員会の判断資料として活用される予定である。

指針の主要内容は次のとおりである。

- ・職場におけるセクシュアル・ハラスメントとは、事業主、上司または勤労者が職場内の地位を利用したり、業務と関連して他の勤労者に性的な言葉や行動等で、またはこれを条件に雇用上の不利益を与えたり、または性的な屈辱感を誘発するようにして雇用環境を悪化させることである。
- ・セクシュアル・ハラスメントになりうる性的な言葉や行動の代表的な類型を言語的、視覚的、肉体的行為等に分けて例示している。
- ・相手が望まない性的な言葉や行動が反復される場合はセクシュアル・ハラスメントになりうるが、一度だけの性的言動でも激しい場合にはセクシュアル・ハラスメントになりうる。
- ・事業主の予防義務として、職員研修教育や定例朝会等、直接職員を対象にした予防教育を年 1 回以上実施する。
- ・事業主はセクシュアル・ハラスメントに関連する苦情処理機構や手続を準備しなければならないが、その運営において可能な限り女性勤労者を含むようにする。

韓国においてセクシュアル・ハラスメントは 1993 年に提訴されたソウル大セクシュアル・ハラスメント裁判以降社会的問題として認識されている。とはいっても、この男性が特に自分自身の問題という認識が薄く、法施行による混乱が予

想されるため、労働部では 1999 年 6 月末までを法の周知期間とし、広報や教育に力を注ぐこととしており、職場内セクシュアル・ハラスメント予防教育教材を製作・配布する計画である。

また、教育部においても女学生を対象としたセクシュアル・ハラスメント防止指針を作成する予定であり、民間企業においても社内指針を作成する動きが報道されている。

4 性暴力、家庭暴力関連法

(1) 性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律

同法は 1993 年 12 月 17 日に国会で可決、1994 年 4 月 1 日から施行された。韓国の性暴力犯罪発生率は、米国、スウェーデンに続き、世界第 3 位という。

(1994 年「女性と韓国社会」)

同法が制定されるまで、性暴力は刑法第 32 条の「貞操に関する罪」として扱われ、本人しか告訴ができないことや告訴期間が短いこと、司法処理過程が男性中心主義であること等、問題が多くあった。そこで、1992 年に韓国女性団体連合の傘下に「性暴力特別法制定推進特別委員会」が結成され、活発な活動を開いた結果、同法の制定が実現することとなった。

同法は、性暴力犯罪を予防し、その被害者を保護、性暴力犯罪の処罰及びその手続に関する特例を規定することによって、国民の人権伸張と健康な社会秩序の確立に寄与することを目的としている。

法律の主要内容

- ・国及び地方自治体は、性暴力犯罪を予防し、被害者を保護するため、必要な法制度、財源を準備しなければならない。
- ・性暴力犯罪被害者に対する雇用上の不利益処分等を禁止する。
- ・加重処罰する性暴力として、義父や義兄を含む親族による性暴力、13 歳未満の未成年者に対する性暴力、障害者に対する性暴力等を規定した。
- ・捜査や裁判において、被害者の私生活秘密漏洩の禁止や審理の非公開等を規定した。
- ・国や地方自治体等が性暴力相談所や性暴力保護施設を設置・運営する。

保健福祉部が 1999 年 3 月に調査した結果によると、1998 年に全国 43 の性暴力相談所で受付した相談件数は 24,788 件であり、このうち隣人等の知り合いが加害者である場合が 38.6% に達した。また、相談件数は 97 年の 2 倍、96 年の 3 倍に増えている。従来は女性が性暴力被害を自分の恥や責任として一人で解決しようとしていたが、認識が改められ、申告・告発意識が高まったものと見られている。相談所以外に性暴力専門の電話相談が創設された意味も大きい。なお相談所では、予防活動にも力を注いでおり、各種調査研究活動や性暴力予防ビデオ製作、性暴力及び性教育の特別講義等も行っている。

(2) 家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法

同法は 1997 年 12 月 13 日に制定され、1998 年 7 月 1 日に施行された。次項で説明する「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」と同時に国会を通過した。

法律の目的は、家庭暴力犯罪の刑事処罰手続に関する特例を定め、家庭暴力犯罪を犯した者に対し、環境の改善と性行の矯正のための保護処分を行うことにより、家庭暴力犯罪で破壊された家庭の平和と安定を回復して健康な家庭を育成することである。

法律の主要内容

- ・家庭暴力とは、家庭構成員間の身体的、精神的または財産的被害を伴う行為をいう。
- ・家族構成員の範囲は、現在の関係だけでなく前配偶者との関係、同居の親戚にも拡大している。
- ・家庭暴力について、家族構成員が捜査機関に申告することが事実上難しく、社会全体が家庭暴力の監視者になるべきとの観点から、誰もが家庭暴力犯罪を知ったときには捜査機関に申告することができる旨規定した。相談や職務を通じて家庭暴力を知った相談所代表や医療機関長等は必ず捜査機関に申告しなければならない。また、これらの申告した者に対し不利益を与えてはいけないとされた。
- ・事件の緊急性・深刻性に鑑み、申告を受けた司法警察官吏はまず暴力行為を制止し、被害者を保護施設や医療機関に引き渡す等の応急措置をとらなければならない。
- ・家庭保護事件に認定された場合、この法律に基づく手続によって審理がなされる。必要な場合、臨時措置の決定が下される。臨時措置には、被害者や家庭構成員の住居からの退去や被害者の住居、職場等から 100 メートル以内の接近禁止等がある。
- ・保護処分とは、行為者の被害者に接近する行為の制限、保護観察等に関する法律による社会奉仕・受講命令、保護観察等に関する法律による保護観察等である。この処分は、刑事上の確定判決が出ないので前科が残らず、従来被害者は、加害者が家族構成員であるため申告や告訴を回避していたが、保護処分を設けることによって、被害者が告訴をするという負担を軽減した。
- ・万一、加害者が保護処分を履行しない場合、「保護処分不履行罪」（二年以下の懲役または二千万ウォン以下の罰金）で刑事処罰を受けることとなる。
- ・暴力の程度が激しいと判断されれば、裁判所は職権で一般刑事事件として扱い、懲役等の実刑を下すことができる。

(3) 家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律

同法は、家庭暴力を予防し、家庭暴力の被害者を保護することにより、健全な家庭を育成することを目的に、1997年12月31日に制定され、1998年7月1日から施行された。

1994年（世界家庭の年）に一時保護施設を運営していた団体が集まり、「家庭暴力追放週間」に関係行事を行った後、「家庭暴力防止法制定のための全国連帯」を結成して活動を開始し、外国法令の調査、専門家ワークショップを通じて法制定に関する各界各層の意見を集約した。1996年、韓国女性団体連合内にも「家庭暴力防止法制定推進特別委員会」が結成され、家庭暴力関連小冊子を発刊する等、家庭暴力防止法の必要性に対する国民広報を強化した。1996年8月に「家庭暴力防止法制定推進汎国民運動本部」が結成され、各地域運動本部とともに家庭暴力防止法制定のための署名運動を行ったほか、1997年10月30日には85,000余名の署名を集め、「家庭暴力防止法案」の実現に向け、関係機関に請願を行った。このような民間の活動に刺激を受けた各党も家庭暴力防止に関する法律を提案し、前述の「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法案」と「家庭暴力予防及び被害者保護に関する法律」が国会を通過した。

法律の主要内容

- ・国と地方自治体は、家庭暴力に関する申告体制の構築及び運営、家庭暴力予防のための研究教育相談の実施、被害者に対する保護施設の設置と運営及び支援サービスの提供、家庭暴力の実態調査及び広報、家庭暴力の予防のための法令の整備及び各種政策の樹立及び施行とこれに必要な予算上の措置を行う。
- ・地方自治体には、家庭暴力の予防業務を担当する機構と公務員を置かなければならない。
- ・国と地方自治体、届出民間機関は、家庭暴力関連相談所と保護施設を設置運営する。

家庭暴力に関する法律の制定後、適用された事例がいくつかあり、相談事例も増えているという。しかし、まだ知られていないことも多く、女性特別委員会は1998年11月「家庭暴力予防道しるべ」という冊子を発刊し、全国の警察署、相談所等で配付している。内容は、家庭暴力事件の処理手順の一般人向けのわかりやすい説明や相談所・保護施設の連絡先等を掲載したものである。

5 家族法

家族法（民法の親族・相続編）には、儒教的な慣習に基く不合理な規定、女性に不利な規定がまだ残っている。しかし、1997年7月16日憲法裁判所で「同姓同本結婚の禁止」（姓が同じで先祖の出身地も同じ者同志の結婚の禁止）規定に対する憲法不合致決定が下された。憲法不合致制度とは、違憲決定とは異なりただちに無効になるのではなく、期限までに改正しなければ効力を失うという決定である。

これをきっかけとして、当該規定の廃止をはじめとした内容の民法改正案が1999年2月現在国会で審議されている。同改正案には、深刻化しつつある高齢化社会問題に対応するための相続に関する不合理な規定の改正も含まれており、法案がそのまま通過することはほぼまちがいないと見られている。

改正案の内容のうち、女性の権利に関するものは次のとおりである。

(1) 同姓同本禁婚制度の近親婚禁止制度への転換

同姓同本禁婚制度を廃止し、近親婚禁止制度（8 親等以内の血族間等での婚姻の禁止）に転換する。上記の憲法不合致決定の要旨は次のとおりである。

憲法不合致決定理由要旨

韓国民法では、8 親等以内の血族・姻戚同志の婚姻が禁止される以外に、同姓同本である血族間の婚姻は一律的に禁止している。この同姓同本禁婚制は朝鮮時代に法制度化され、17 世紀後半以降に確立された。これまで、本制度は男系中心の家父長的大家族中心の儒教的家族制度を維持するための手段の一つとして機能してきた。

今日、結婚は家と家ではなく人格と人格の結合であり、家族は家父長的大家族から核家族に変わるとともに、男女平等観念が定着し、経済構造も農耕社会が高度産業社会に変わり、また人口の急激な増加及び都市集中化現象により、同姓同本禁婚制の存立基盤が根本から動搖している。これまで 3 度にわたる特例法で事実婚関係にあった 44, 827 組の同姓同本夫婦が法的救済を受けている。

憲法第 10 条の個人の人格権と幸福追求権は、個人の運命決定権を前提にしており、この運命決定権には、婚姻の自由と婚姻において相手を決定する自由が含まれている。また、憲法第 36 条第 1 項は、婚姻制度と家族制度は人間の尊厳と両性の平等を尊重する民主主義の原理により決められなければならないことを明らかにしており、国家はこれを保障しなければならない。しかし、本条項はこれらの規定に真っ向から対立するだけでなく、その立法目的が婚姻に関する基本権を制限しうる社会秩序や公共の福祉にも該当しない。

同姓同本血族の間の婚姻が優生学・遺伝学的に有害であるという主張は科学的な証明がなく、社会の美風良俗と伝統文化に外れるという主張も説得力がない。憲法第 9 条により継承・発展させなければならない伝統文化は、現代の社会・経済的環境に合い、今日においても普遍妥当な伝統倫理ないし道徳観念でなくてはならない。

本条項は違憲という点では裁判官 7 人の意見が一致するが、このうち 5 人は単純違憲決定を、2 人は憲法不合致決定を宣告しなければならないという意見に分かれ、違憲決定に必要な 6 人の定足数に満たず、憲法不合致決定を宣告することとなっている。本条項は、立法者が 1998 年 12 月 31 日までに改正しなければ、1999 年 1 月 1 日その効力を失い、裁判所その他国家機関および地方自治団体は立法者が改正するときまでこの法律条項の適用を中止しなければならない。

(2) 再婚禁止規定の削除

女性の 6 ヶ月の再婚禁止期間の規定は、前後の結婚の時期が近い場合に出生した子の父の推定に疑義が生じるのを避ける目的で置いているが、従来から規定の必要性について学者の間で論議があったところである。このたび、この規定の現実的な実効性がないこと、鑑定技術の発達で必要性がなくなったという理由により削除されることとなった。

(3) 嫁出否認制度の調整

嫁出否認の訴えは父だけが提起することができ、提訴期間も出生を知った日から1年以内に制限されていた。しかし、憲法裁判所で、この提訴期間があまりにも短く、父の人格権・幸福追求権等が侵害されるという憲法不合致決定（1997年3月27日）が下された。これを受け、提訴期間を嫁出否認事由を知った日から1年以内、出生した日から5年以内に延長することとされる。また、夫だけが提訴できるのは夫婦平等の理念に合わないため、夫だけでなく妻も提訴できることとされた。

(4) 扶養相続分制度の新設

共同相続人間の実質的均衡を図り、家族関係における健全な価値観を定立するために、相当期間同居をし被相続人を扶養した相続人や被相続人に対する扶養料を5割以上負担した相続人には、固有相続分の5割を加算する制度を新設する。

6 女性企業支援に関する法律

IMF以後の企業の構造調整過程で女性が一次的に整理対象になっていると同時に女性労働力が非正規職化されている。企業は女性職種や女性部署の廃止、女性中心の整理解雇を行った後、再び必要になった人材を柔軟性があり賃金の低い派遣職・契約職等として採用している。1997年7月～1998年7月の一年間で、女性常用労働者減少比率は19.7%（男性は6.4%）であった。また、男性による女性人材の代替現象も現れており、事務職、サービス職の場合、同じ一年間で男性は5.3%、2.4%増加しているのに対し、女性はそれぞれ18.4%、6.5%となっている。

このように女性の就業環境が非常に不安定になっている中、1999年2月5日に「女性企業支援に関する法律」が制定（1999年6月1日より施行）された。同法は、女性の企業の活動と女性の創業を積極的に支援することによって、経済領域において男女の実質的な平等を図るとともに、女性の経済活動を向上させ、国民の経済発展に寄与することを目的としている。そして、国及び地方自治体は、女性の創業と女性企業の企業活動を促進するために資金・人材・情報・技術・販路などの分野における総合的な支援と事業活動機会が均等に保障されるよう努力しなければならないとされている。

法律の主要内容

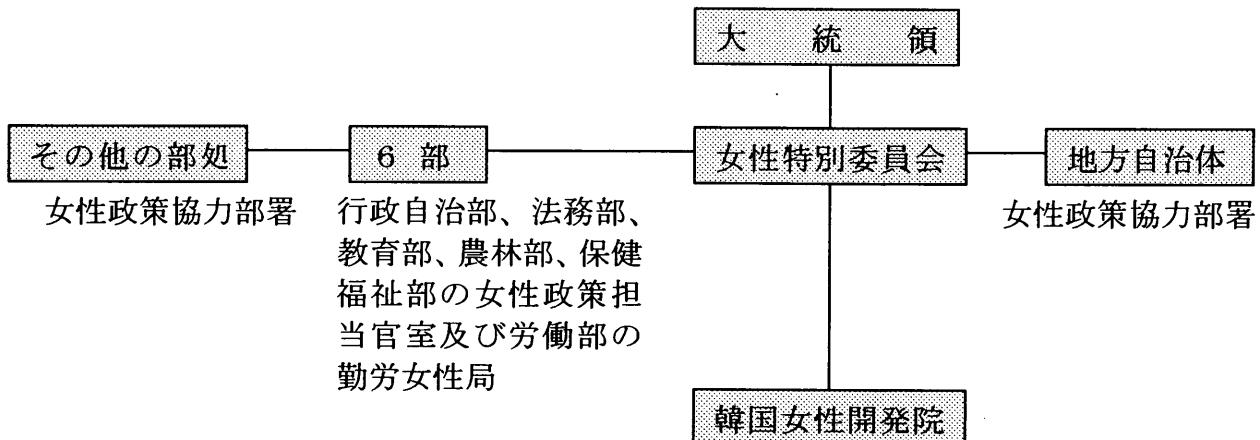
- ・中小企業庁は公共機関の女性企業への不合理な差別的慣行や制度の是正を要請できる。
- ・中小企業庁は毎年女性企業の活動促進に関する基本計画を樹立する。
- ・公共機関は女性企業が生産する物品の購買を促進しなければならない。
- ・国、地方自治体は企業に対する資金支援において女性企業を優待しなければならない。
- ・韓国女性経済人協会を設立し、女性企業総合支援センターを設置する。

第2節 国の政策

1 推進体系

金大中大統領政権発足後の1998年2月28日政府組織法が改正され、女性政策を専門に担当する組織も新しくなった。それまで女性政策を担当していた政務第二長官室が廃止され、代わって、大統領直属女性特別委員会が発足した。さらに、行政自治部をはじめとする5つの部に女性政策担当官室が新設されるとともに、その他の省庁と地方自治体には女性政策担当部署を指定し、執行機能を担当させることとした。女性特別委員会については後述する。

これにより、女性政策は、女性特別委員会はもちろん全省庁及び地方自治団体がともに参画する政策として推進することができるよう体系化された。



2 政策の基本方向

新政府の女性政策の基本方向は、大統領が就任の辞で明らかにしたように、「女性の権益保障と能力開発の積極化」及び「家庭・職場・社会での男女差別の障壁の除去」である。これを基礎に、女性特別委員会は女性政策推進基調を次のとおり定めた。

- ・女性政策の主流化

女性問題があらゆる国家政策領域で核心分野として扱われるようとする。

- ・女性の代表性を高める

国家発展に男女が同等に参加し責任を分担できるよう、社会の各分野への女性の代表性を高めていく。

- ・女性の経済力の強化

知識・情報時代に対応し、女性が国家の重要な人的資源として活用されるよう、女性の経済力を高めていく。

- ・女性界との協力強化

各種社会問題の解決に女性が主導的役割を遂行していくよう、女性関係団体等との協力体制を強化していく。

なお、新政権移行期の1998年2月、大統領職引受委員会が「100大国政課題」を発表したが、そのうち女性政策部門には次の二つの課題があった。

① 男女平等社会構築と実現のための差別的な制度・慣行の改善

- ・大統領直属の女性特別委員会を設置し、男女共同参加社会基盤を確実に構築
- ・民法・相続税法等の法令・制度上の男女差別的な内容を是正
- ・性暴力・家庭暴力被害相談所の拡充及び相談保護機能の強化
- ・男女平等意識を高めるための教育・広報の強化
- ・階層別の女性に対する多様な福祉サービスの拡大

② 女性の雇用促進及び地位向上

- ・公職等に対する女性割当制等女性進出の支援
- ・育児負担緩和のための保育施設拡充
- ・出産休暇・育児休職等母性保護にともなう企業の負担緩和のために、医療保険または雇用保険での一部負担の推進
- ・女性の再雇用促進のための雇用保険基金の女性再雇用奨励金の拡充
- ・公共訓練機関の女性訓練生の比率を高め、女性の能力開発機会を拡大
- ・積極的な女性雇用策を開発し、夜間・休日勤労禁止等の過保護規定を労使及び女性団体の意見を聴取して合理的に調整

3 女性政策基本計画

女性発展基本法には、女性政策に関する基本計画を5年ごとに策定するよう規定されている。これに基づき「第1次女性政策基本計画」(1998~2002年)が策定。主な内容は次のとおりである。

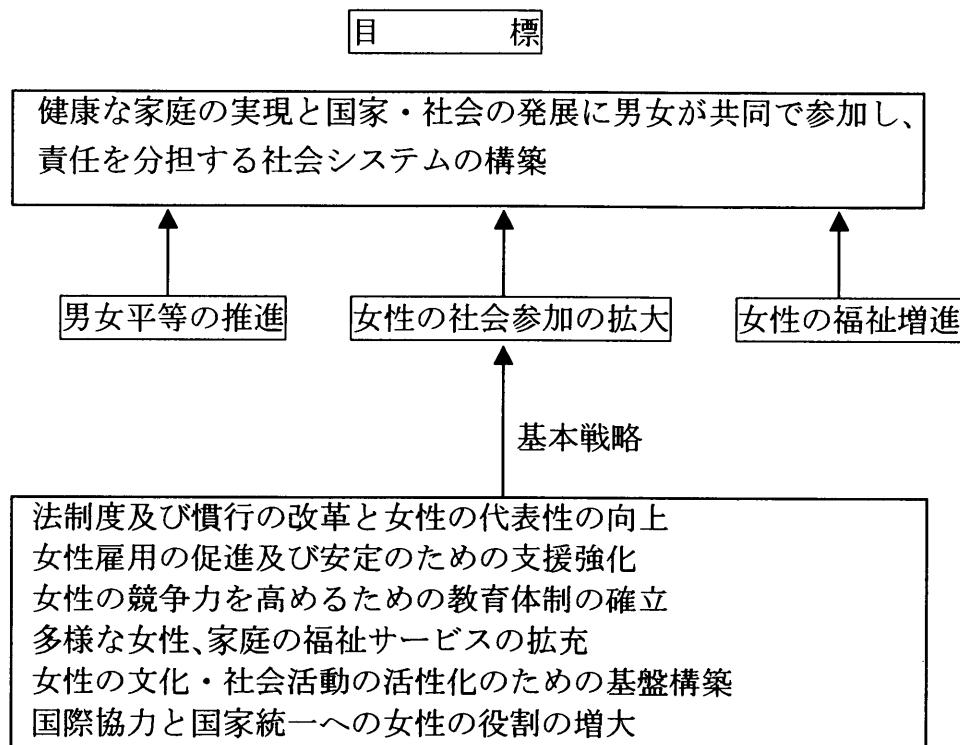
(1) 基本計画の意義

この基本計画は、社会全般の女性発展を促進するための政府の施策方向とその内容を含む総合的な計画である。今後5年間、政府の女性政策は基本計画の土台の下、各省庁間の有機的な連携によって一貫性をもって推進される。基本計画は政府の全省庁が参加して樹立される国家計画である。さらに地方自治体でも基本計画に基づき年度別施行計画を策定・施行する。

(2) 計画期間中の社会条件

情報化の進展による女性の生活の変化、人口構造や家族構造の変化による福祉需要の増大、地方化時代のための地域別に特色ある女性行政需要の増大、国際協力と国家統一への女性の役割の増大等の変化が予想される。

(3) 計画の目標と基本戦略



(4) 20 大政策課題の選定

基本計画は次の 20 大政策課題、さらに 166 の細部課題で構成されている。

【20 大政策課題】

- 1 社会全般の性差別的な法制度及び意識の改善
- 2 政策決定過程への女性参加
- 3 雇用機会均等基盤の確立
- 4 女性雇用の促進
- 5 職場・家庭両立支援体制の確立
- 6 女性労働者の労働条件改善
- 7 男女平等教育のための条件造成
- 8 女性専門人材の積極的な育成
- 9 女性の生涯教育支援
- 10 女性の健康増進、出生に係る比率の不均衡解消
- 11 保育事業の拡充及び内実化
- 12 農漁業従事の女性の負担緩和と権益伸長
- 13 要保護女性の福祉増進
- 14 高齢化時代の女性福祉増進
- 15 女性に対する暴力の根絶
- 16 女性の文化活動の活性化
- 17 女性ボランティア等市民運動支援
- 18 女性団体活動の支援

19 女性の国際協力強化 20 国家統一への寄与

(5) 基本計画の推進体制

ア. 年度別施行計画の策定

女性発展基本法第8条には「中央行政機関の長と市・道知事は基本計画による年度別の施行計画を策定・施行しなければならない」と規定されている。これに基づき、市・郡・区は毎年12月末までに市・道に次年度の所管女性関連業務に関する施行計画案を提出し、中央行政機関と市・道は毎年1月末までに当該年度の所管女性関連業務に関する施行計画案を女性特別委員会に提出することとなっている。

女性特別委員会は、中央行政機関と市・道に提出した施行計画案を総括・調整し、同施行計画に係る大統領の承認を経て確定する。

イ. 施行結果の点検

女性発展基本法第8条は、施行計画の樹立とともに、前年度の施行計画の推進状況を点検するよう規定している。

これに基づき、市・郡・区は毎年1月中旬までに同施行結果を市・道に提出し、中央行政機関と市・道は毎年1月末までに前年度の施行計画の施行結果を女性特別委員会に提出する。

女性特別委員会は、中央行政機関と市・道から提出された同施行結果を点検し、その結果を大統領に報告する。

ウ. 協力部署の指定

中央行政機関と市・道は施行計画の策定・施行のために当該機関に女性政策関連の協力部署を指定・運営する。

(6) 財源の調達

女性政策にかかる財源の調達は、主に国の一般会計、特別会計（雇用保険金、国民年金、女性発展基金等）、地方自治体の予算などで確保している。

4 年度別施行計画

基本計画に基づき、国の各省庁と地方自治体は、毎年施行計画を作成し、女性特別委員会に提出している。

5 女性特別委員会

(1) 組織

委員長と常任委員兼事務所長各1名、非常任委員13名（うち、当職6名（法務部、行政自治部、教育部、農林部、保健福祉部、労働部の各次官）、委託職7名（女性の地位向上に関する専門知識と経験が豊かな民間専門家））の計15名で構成されている。

事務所は、事務所長のもと、政策調整官、協力調整官、差別改善調整官の3つの調整官と総務課で構成され、職員は41名である。職員の男女比率は3：7である。（1999年2月現在）

政策調整官は、主に、女性特別委員会の主要業務計画の策定・分析、政策開

発・研究、国会・政党に関する事項、広報に関する業務を行う。協力調整官は、女性団体との協力及び支援、女性発展基金の管理運営、女性の国際協力に関する業務を行い、差別改善調整官は、法制度や行政措置、慣行等に現れる女性差別に対する調査及び是正業務を行う。

(2) 女性特別委員会の新設経緯

女性特別委員会の新設にあたり、女性団体からは反発があった。部ではなく、大統領直属の委員会であるため、権限が縮小されるのではないかと考えたのである。しかし、かえって政務第二長官室に比べて向上した点は、党政に関する協議を行う権利を持つこと、民間委員会を構成すること等である。また、準司法権・準立法権がないことが問題となり、附与すべきであるという論議が進行中だったが、前述の男女差別禁止法の制定に伴い、女性特別委員会が準司法権を持つことになった。さらに、大統領の指示で、国務会議にも毎回委員長が出席している。

(3) 女性差別申告センター

女性特別委員会では、1998年11月、女性差別申告センターを開所した。雇用や教育、財貨、施設、サービス等における差別、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、その他女性であるということを理由にした差別に関し、来所や電話による相談を受け付けている。開設1ヶ月後の報道によれば、相談件数は約60件、相談の40%が雇用上の差別であるということであった。

(4) メディア性差別予防指針

政府は、女性の社会参加拡大のための十大課題の中に、メディアを通じた性差別改善を取り入れた。メディアの番組が、女性の声を公正に代表し、男女を固定観念でとらえず、かつ平等に描写することによって、社会の女性差別的意識を改善することができるだろうという認識のもとにである。

同政策により、政府はメディアの女性差別指標の開発とそれをもとにしたモニター活動を支援し、同時に番組の選定・褒賞を支援し、性平等意識を含む公益広告を制作放映することを推進した。

また、女性発展基本法においても、大衆媒体の性差別改善、大衆媒体を通じて男女平等意識を拡げるための国と地方自治体の責務を規定し、それを実現するための女性特別委員会委員長の権限を明示している。

さらに、第一次女性発展基本計画において、男女平等意識を高めるための大衆媒体の活用方法をいくつか明示し、その中の大衆媒体の従事者の男女平等意識の改善、大衆媒体の性差別的要素に対する審議基準の準備という細部政策を根拠に、女性特別委員会は「メディアの女性描写ガイドライン」「平等雇用ガイドライン」を策定した。

6 韓国女性開発院

女性発展基本法制定以前の1983年4月に設立され、女性問題に関する調査研究、女性の能力開発のための教育訓練、女性活動に対する支援などの業務を効率的に遂行することで、女性の社会参加及び福祉の増進に寄与することを目的

としている。

研究本部では、法制及び政治に関する研究、教育及び文化に関する研究、雇用及び女性関連統計に関する研究、家族及び福祉に関する研究、各種セミナーの開催等、事業本部では女性の意識能力開発のための教育、文化活動の支援、女性団体の連携支援、国際協力・情報交流等、情報資料部では、女性問題に関する出版物、映像資料の制作、国内外資料の収集、データベース開発等を行っている。

7 公務員に関する施策

(1) 現状

(単位：名)

年度	87年	91年	95年	97年
全体公務員	697,538	837,582	903,823	923,714
女性公務員 (割合)	149,570 (21.4%)	205,531 (24.5%)	246,468 (27.3%)	265,162 (28.7%)

(出典：女性特別委員会「女性と公職」1998年)

第1章でも見たが、女性公務員の現状は芳しくない。1997年度の国家公務員及び地方公務員92万余名のうち、30%が女性である。しかし、女性公務員の内訳は、教員と技能職（単純事務補助）が71%を占めている。また、主要政策決定に参加する女性管理職は3%以内で、教員のうち校長級の女性は10%程度にとどまっている。

(2) 政策

ア. 公務員採用男女区分募集の廃止

1989年公務員任用試験令を改正し、従来の9級公務員の男女区分募集を廃止した。

イ. 女性採用目標制の実施

1996年から2002年まで一時的に導入するもので、行政・外務高等考試、7級公採試験のうち、選抜予定人員が10名以上の試験において2000年までに女性合格比率を20%~30%まで引き上げる制度で、女性合格者が目標人員に達しない場合、成績順に未達成人員分だけ合格予定人員を追加合格させる制度である。この制度によって、1996年は5級3名、7級16名追加合格、1997年は5級4名、7級14名が追加合格した。

なお、7級以上の公務員採用試験の際に除隊軍人に加算点を与える内容（6級以下や民間企業ではすでに加算点を与えている）の制定案をめぐり、女性の採用を妨げるものであるとして強い反対が起り、2000年に再検討するというようになった。

ウ. 育児休職制及び介護休職制の施行

男女公務員両方に該当する制度だが、休職当時1歳未満の子女を持つ場合に子女を養育するために1年の範囲内で休職が可能である育児休職と、家族の

介護のために1年の範囲内で休職することができる家事休職制度がある。1995年に国家公務員で、2,647名（男12、女2,635）が育児休職制を利用し、295名（男71、女224）が家事休職制を利用した。

エ. 女性公務員の研修機会の拡大

女性公務員の能力開発と国際感覚増進のために、4,5級女性公務員を対象に女性管理者発展課程が運営され、国外政策研修の実施及び管理能力開発が行なわれている。

オ. 女性公務員平等待遇に関する人事指針の施行

採用・補職・昇進等、人事運営全般において、女性公務員に対する不合理な差別を是正する内容の女性公務員人事管理指針を準備し、各部署及び地方自治団体に通達することによって、女性公務員に対する、より公正で、合理的な人事運営がなされるようにしている。

カ. 海外勤務配偶者等同伴休職制の導入

1997年12月から、夫の海外勤務または研修時に一般職女性公務員も夫に同伴できるよう、海外勤務配偶者同伴休職制を導入した。（反対の場合も可能）

キ. 「平等に使用できる事務室」の運営

行政自治部では、1998年6月、女性公務員の勤務条件、人事管理、福利厚生等に対する個人的相談、制度的提案等を受け付け、解決策を探すとともに、女性公務員の地位向上のための政策に活用することを目的に「平等に使用できる事務室」を開設した。開設半年で100件を超える提案等があつたが、中には地方行政組織改編を控え、夫婦公務員のうちの女性が減縮対象にされるという噂が飛び交い、不安を訴える意見が多くあつた。そこで行政自治部では、地方自治団体あてに女性公務員の不安を解消するよう求める依頼文を出したり、「地方組織改編指針」に、女性関連機構の機械的統廃合は避ける等の女性関連事項を反映させないようにした。

（3）公務員の意識

1998年7月、行政自治部で実施した「公職社会の女性政策及び男女平等意識調査」（男女250名ずつ）報告書によると、女性の公職生活への満足度は50.4%、自負心は48.4%となり、男性公務員の数字と比較しても決して劣っているとはいえない。しかし、職務態度において女性は職場の仕事を生活の一部と考える傾向が強く、男性は昇進に対する自信感や知識と技術に対する自負心が女性より強い傾向がある。女性の場合、現在自分が受け持っている業務に対し能力発揮の機会が乏しい業務であるとの意識が高く、配置転換の希望意思が男性より高い。また、女性は機会さえ与えられれば、男性に劣らずに仕事をすることができるという意識を強く持っている反面、男性たちは女性公務員を楽な職を望み、専門性とリーダーシップに劣り、プロ意識がないと評価している。人事管理の側面では、男性公務員の場合はすべての側面で差別があったという認識

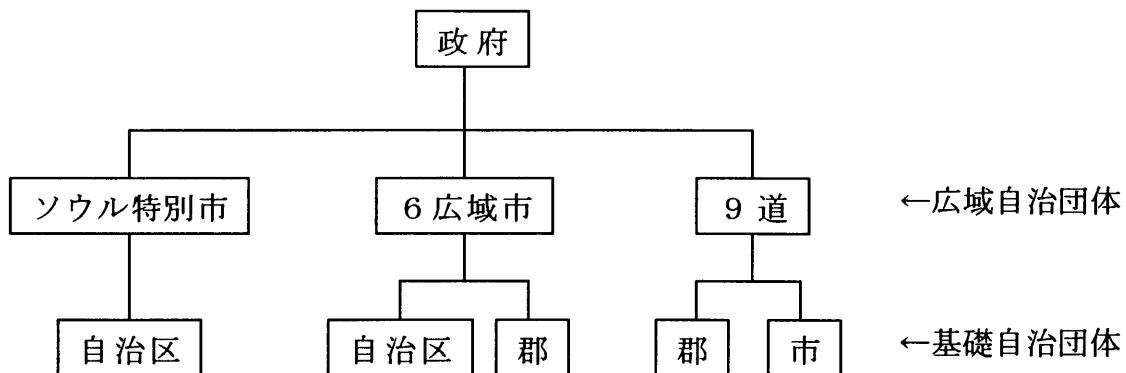
が少ない反面、女性公務員の場合は部署及び補職に係る配置をはじめ昇進、勤務成績評定等に差別を受けたという答えが多かった。一般企業の女性社員の場合、平均 31.6%程度が差別を受けていると考えているが、公務員組織では 46.8%が差別を受けていると答え、公務員組織の保守性を表している。昇進において、現実に所要期間が女性が男性より長く、現実的に判断し昇進可能な職級に対する期待値も女性の方が低い。しかしあもしろいことには、男性も女性も上司は男性であることを希望している。

第3節 地方自治体の政策

1 年度別施行計画

前節で述べたように、女性発展基本法では、国と同様、地方自治体も年度毎に施行計画を策定しなければならないとされている。広域自治団体は自らの施策のほかに基盤自治団体の分を取りまとめ、女性特別委員会に提出する。

韓国の地方行政体系（基盤自治団体以下の下部行政単位は省略）



2 女性政策担当機構

1988年の政務第2長官室の発足により、女性政策を総括調整する専門部署が政府内に誕生したわけで、過去に例のない画期的なことであった。同時に全国の広域自治団体にも家庭福祉局が設置され、女性を局長に任命した。1991年度には、全国の基盤自治団体に女性問題を担当する家庭福祉課が設置され、女性が長に任命された。

広域自治団体では次第に名称や構成もそれぞれ独自の色を出すようになっており、現在は以下のようになっている。なお、1998年に行われた地方の第一次組織改編において、女性政策担当課はいち早く構造調整をされるのではないかという懸念があったが、組織の合併、名称変更はあったものの、全体として女性政策機能を弱体化させるものではなかった。

地域	局・室	課
ソウル特別市	女性政策官	女性開発担当官
釜山広城市	保健福祉女性局	社会福祉課、労働福祉課、女性政策課、保健衛生課
大邱広城市	保健福祉女性局	福祉政策課、女性政策課、保健課、衛生課
仁川広城市	社会福祉女性局	社会福祉課、女性福祉課、保健衛生課
光州広城市	市民福祉局	社会福祉課、女性政策課、青少年課、保健衛生課
大田広城市	福祉局	社会福祉課、女性政策課、保健課、衛生課
蔚山広城市	保健福祉局	社会福祉課、家庭福祉課、保健衛生課
京畿道	女性政策局	女性政策課、家庭福祉課、青少年課

江原道	・女性政策室 ・環境福祉局	女性福祉課
忠清北道	女性政策室	
忠清南道	保健福祉女性環境局	福祉政策課、女性政策課、保健衛生課、環境管理課、水質管理課
全羅北道	・保健福祉女性局 ・女性政策官	社会福祉課、家庭福祉課、女性福祉課
全羅南道	福祉女性局	社会福祉課、女性政策課、保健衛生課
慶尚北道	社会福祉女性局	社会福祉課、家庭福祉課、女性政策課
慶尚南道	社会福祉女性局	社会福祉課、女性福祉課、児童青少年課
済州道	保健福祉女性局	社会福祉課、女性政策課、保健衛生課

3 ソウル特別市の施策

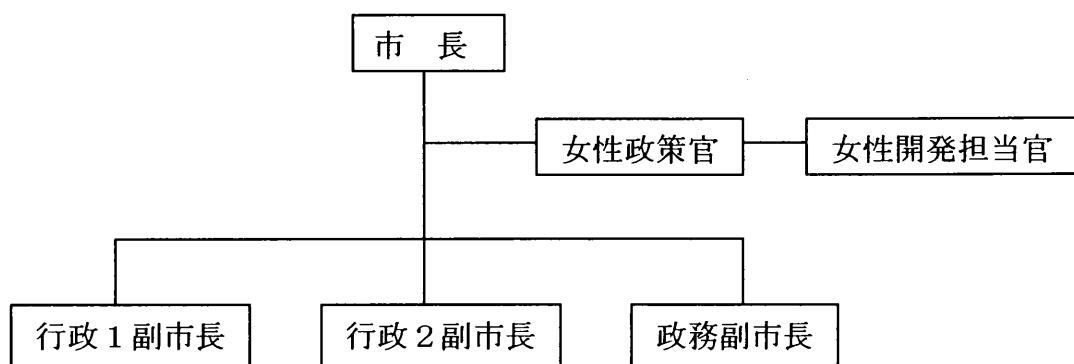
(1) 特徴

ソウル市は韓国の首都であり、全人口の4分の1が集まる巨大都市である。国の中でも重要な機能がほとんど集中しているといつても過言ではなく、ソウル市の政策が他の地方に与える影響は大きい。女性政策分野においても、推進体制に1級職の女性政策官を置き、国よりも進んだ女性採用目標制をとるなど、特色ある施策を展開している。ソウル市の女性政策の基本方向は、男女平等の促進、女性の社会参加拡大、女性の福祉増進である。具体的な目標は次のとおり。

- ・男女平等社会を実現するため、女性の地位向上を図り、各種施策推進のために女性が参加しやすい条件を整備。
- ・保育施設を拡充し、ソウル女性委員会を中心に女性政策を開発、女性の社会参加を促進。
- ・要保護女性の自立基盤造成と健全な社会人として復帰できる支援施策を拡大。
ソウル市では、女性発展基本法制定以前から同法の理念に基づく施策を体系的に推進している。

(2) 推進体制

ソウル市の女性政策推進機構は次のとおりである。1998年7月の組織改編により、女性政策開発部門を独立、機能を強化している。組織改編前は家庭福祉局の下にあった女性福祉課が女性政策の実務を担当していたが、現在は女性政策官（局長クラス）の下に新設された女性開発担当官室が担当している。



(3)主要施策（97年度実績及び98年度計画）

ア. ソウル女性委員会の設置・運営

ソウル女性委員会は、民選市長の公約事業という形で、女性の地位向上と社会参加活動を活性化するための政策諮問機構として、1996年2月22日に発足した。委員長は行政1副市长、委員にはソウル市の企画管理室長、女性政策官が含まれており、31名まで委託職委員をおくことができる。委員の委託基準は社会活動参加経験があり、女性政策開発能力がある者と女性問題に関し学識と経験が豊富な者から選定することとされており、任期は2年で、再任することができる。

ソウル女性委員会の運営方向は、女性の多様な意見を集約する機構として、委員会で諮詢・審議された事項を施政に積極的に反映し、行政的、財政的支援を行うこととされており、名実ともにソウル市女性政策を開発・計画する任務を引き受けている。

委員会の主要機能は、

- ①女性政策及び社会参加事業の研究開発
- ②女性福祉施設設置及び運営
- ③女性の地位向上
- ④女性関連情報の収集提供及び自治区間の交流
- ⑤その他女性問題関連主要事項に関し、審議諮詢すること

とされている。

また、女性政策と関連した意見聴取のため、関係機関に女性関連の資料提出を要請でき、専門機関及び団体等への調査研究の建議や、公聴会やセミナーの開催、関係公務員及び関係専門家の会議出席協力を要請することができる。

イ. 女性発展基金の造成及び支援

女性発展基金は、女性の能力開発と福祉向上施策を積極的に推進し、地域社会の発展と「ともに生きるソウル建設」への女性参加の活性化を図り、健全な女性運動を支援・育成するためのものである。

基金目標額は、1999年まで総100億ウォンである。基金の財源は一般会計からの転入金と基金運用で生じる収益金で、基金管理のために基金管理委員会を設置、運営している。委員長は行政1副市长で、企画管理室長、女性政策官、財務局長、ソウル市議会議員、ソウル女性委員会委員等が委員となっている。

女性発展基金の支援対象事業は、女性団体の健全な市民運動、女性指導者及び女性の教育、国内・外研修、女性の社会参加活性化及び福祉向上のためのセミナー、フォーラム等で、支援対象団体はソウル特別市所在団体、市長及び自治区庁長が推薦する女性団体等である。

ウ. 各種委員会の女性委員参加目標設定

ソウル市では、傘下各種委員会に女性委員の参加率を増大させるため、年度別に女性委員参加目標率を設定し、施行している。具体的には、「市民福祉5年計画（1997-2001）」に女性委員の参加目標を、1997年15%、1998年20%、1999年24%、2000年28%、そして2001年3

0%に設定した。これは政府の各種委員会女性委員参加目標率（1997年12%、2000年20%、2005年30%）を上方に修正したもので、政府より約4年早く女性委員比率を30%まで引き上げる計画である。

具体的には、委員会の総定員に比べ現員が及ばない場合に、女性委員を追加で委嘱、欠員発生時には女性を優先的に追加委嘱し、年度内に委員の任期が終了する委員会は女性委員を新規委嘱し、新規設置される委員会は当初から女性委員の比率を30%まで拡大するよう推進する計画である。

エ. 女性能力開発のためのプログラム（女性発展センター等の運営）

女性発展センターは、女性の生涯社会教育を通じて能力を開発し、就業・副業に必要な技術教育として女性の経済力向上に寄与するなど、地域福祉センターとしての機能を遂行するために設置され、技術教育プログラム（数ヶ月コース）や生活文化教育プログラム、女性教養講座が開催されている。

女性教養大学は、1982年にはじめて開設され、25区役所別に、一年に二学期、一学期当たり3ヶ月課程で、区民会館等を活用し講義を行っている。

オ. ソウル女性白書の発刊

ソウル女性の地位向上過程と各分野別のソウル女性の現況を整理し、今後、女性の地位向上及び福祉増進のための資料として活用しようと1998年2月に発刊。内容は、ソウル女性の地位向上に関する歴史的な整理と、人口・家族・労働・健康・教育・政治社会参加・福祉の各分野にわたるソウル女性の現状に関する分析、ソウル市の女性関連政策現況紹介、そして今後の展望と課題に対する論議が含まれている。また、ソウル市の女性に関連した統計資料も収録している。

カ. 女性公務員採用目標制の実施

1996年から実施しており、採用目標は、1996年10%、1997年15%、98年～2000年20%で、設定されている。これは政府で実施している女性採用目標率（1996年10%、97年13%、98年15%、99年18%、2000年20%）を上方に修正されたものとなっている。

キ. 女性経済人運営の中小企業支援

ソウル特別市中小企業育成基金運用指針に基づき、女性が運営する企業は優先支援対象企業と明示し、女性経済人に優先的に支援を行っている。

ク. 保育事業の拡大

政策的に公共保育施設拡充及び民間保育施設設置資金融資支援を実施することにより、施設の量的拡大に力を注いでおり、特に1995年から1997年まで保育施設拡充3年計画を策定し、1541ヶ所の保育施設を新設、保育対象児童全員を保育することができるよう、重点的に推進することとした。

1997年6月現在、ソウル市に開設された保育施設は国公立施設441ヶ所、民間施設1358ヶ所、職場保育施設61ヶ所、民営小規模保育施設1418ヶ所の、計3278ヶ所で110,640名の児童を保育している。保育施設の運営の充実化の

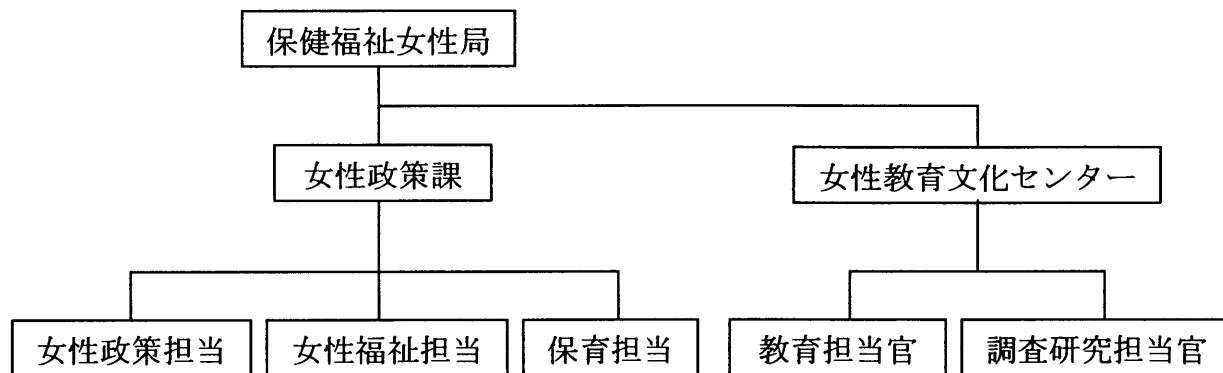
ための運営資金の支援や、多様な類型の保育サービスを支援するため、障害児保育、放課後保育、夜間保育、24時間保育等のプログラムを運営している施設に対しても経済的に支援している。また、保育施設設立時の融資や教育プログラム開発大会等を実施し、さらには就学子女の放課後保育のために放課後保育施設を設置している。

4 済州道の施策

(1) 特徴

済州道は広域団体の中で面積、人口ともに最小の島である。第2次産業はほとんどなく、農漁業と観光業で島の経済は成り立っている。朝鮮時代、流刑になった両班（貴族）が流されてきた土地であり、男性は働くことを知らず、女性が海女として働いて生計を支えざるを得なかった。そのためか現在も、済州の女性は一般的に「働き者で自立心が強い」と言われる。ただし、実際の統計資料によれば必ずしもそうではないという結果が出ている。

(2) 推進機構



(3) 女性教育文化センターについて

済州道立の、女性の社会教育及び女性関連問題の調査研究を行う専門機関として1969年に設立された。このような機能を持つ女性会館はすべての広域自治体にあるが、済州では1997年に名称を変更した。女性社会教育（技術、職業教育、女性の意識向上教育等）や女性関連調査研究、女性ボランティアセンターの運営等がその業務となっている。教育は38科目で1年間に2000名が受講できるようになっている。調査機能も漸次充実する予定であり、98年度には済州女性年報を創刊した。女性ボランティアセンターではボランティアの随時募集を行っている。

(4) 主要施策（99年度計画）

ア. 女性特別委員会の設置・運営

国の女性特別委員会に類似した機能、すなわち、女性の地位向上、社会参加拡大等のための政策調整と審議諮詢、男女差別事例に対する調査及び是正勧告、男女平等促進及のための政策研究開発を行う委員会を1999年4月に設置する予定である。女性問題に関する有識者25名を委嘱して構成される予定である。

イ. 女性発展基金の造成

1998年～2002年（5年間）で2,000百万ウォンを目標としている。98年基金積立は100百万ウォンであった。

ウ. 女性政策モニター制運営

社会の各分野の女性30名くらいを委嘱し、各層の問題や要求を把握する。

エ. 日韓海峡沿岸地域女性団体交流事業推進

日韓海峡沿岸地域で交流を行っている地方間で女性団体の交流事業を行う。日韓女性フォーラム開催等を行う。

（5）関連施設

済州道立の保育施設として済州道公館子どもの家がある。ここは以前に副知事官舎だった建物を保育施設に変更した。普通の家のように落ち着ける雰囲気や、親と保母の連絡日記等により保護者に人気がある。開設は1996年で定員は90名。保育時間は最大で午前7時30分から午後8時40分までである。

母子福祉法の規定による済州母子院は、低所得母子家庭を施設に保護し、基本生計の保障、自立基盤の機会を提供する施設である。1952年に設立され、運営費は国と道から出ている。収容定員は43世帯、172名。保護期間は原則として3年、延長も可能である。生計費や学費の補助を受け、母は外で働きながら、自立を目指すこととなる。

5 北済州郡の施策

（1）特徴

北済州郡は済州道の中にある小さな基礎自治団体である。農村地域で、女性もほとんどが農業に従事している。北済州郡は民選2期目の郡守が先進的施策を実行しており、政府の選ぶ各種規制改革や法令、制度改善に率先した最優秀自治体に連続で選定されている。郡守は女性政策にも関心が高く、1998年9月、いち早く「女性公務員のためのセクハラ防止指針」を策定し、話題になった。

（2）主要施策

ア. 各種委員会の女性参加拡大

2000年までに30%、2002年までに35%と、政府より高い目標を掲げている。

イ. 女性公職者苦情相談室の運営

98年7月から新設しており、自治体ではあまり例が見られないという。毎月第1土曜日は郡守に直接相談できることになっている。

ウ. 職場内「セクシュアル・ハラスメント」防止指針

1998年9月に制定した。抜粋内容は次のとおりである。

（セクシュアル・ハラスメントの原因に対する認識）

- ・男性職員の好奇心やいたずら
- ・男性が親近感の表示として誤認

・女性職員を職場の花として見るため

・職場内の女性の低い地位

(セクシュアル・ハラスメント発生の予防と対策)

女性ができること

・セクシュアル・ハラスメントにあったとき、はっきりと断固として不快と意思表示する。

・日記に記録する。(日時、場所、目撃者、加害者の行動、自分の反応等)

・他の職員に話す。

・露出が激しい服はさける。

・上司に報告して、女性職員会等で組織的な対応を行う。

・セクシュアル・ハラスメント被害予防のための申告箱を活用する。

男性ができること

・職場の上司の場合、自分が部下に対する態度を考える。

・女性がいやな反応を見せれば、それは事実と受け止めなければならない。

・女性を評価するときは男性と対等な同僚の立場で評価する。

・猥談を自重し、他の人がそのような話をするときに同調して笑わない。

・性暴力に対処している女性の話を信じ、助けるようにする。

エ. 女性発展委員会の運営

98年11月から設置しており 15名の委員で運営している。

オ. 女性公務員優遇指針

昇進や転勤において、能力ある女性公務員を優遇する基準である。

カ. 称賛大会の開催

女性郡民を対象に幅広く公募、発表者を選定し、日常の美談を話すことにより称賛する。女性の力によって、明るく健全な社会を実現する。

第4節 女性団体の活動

1 女性団体の定義

女性発展基本法では、女性団体の定義を「男女平等の促進、女性の社会参加拡大及び福祉増進を主たる目的として設立された法人又は大統領令が定める団体をいう」としている。同法施行令では、法で大統領が定めるとされた団体を「男女平等の促進、女性の社会参加拡大及び福祉増進を主たる目的に設立された団体」と「その他、女性の発展のための事業を遂行する団体として女性特別委員会が認める団体」としている。

そして、女性団体に該当する場合、女性発展基本法に基づき次のような支援等を受けることができる。

- ①団体が実施する事業に対する女性発展基金による支援
- ②国及び地方自治体による組織と活動に必要な行政的支援と財政的支援
- ③個人、法人又は団体からの財産出捐による支援
- ④女性発展基本法による政府の事務の一部の委託

2 女性団体の活躍

韓国で、男女平等の促進、女性の社会参加の拡大及び福祉増進を主な目的として設立された女性団体は、全国的に見て約 4,000 団体である。このうち中央の各省庁に登録されたり、中央で活動している女性団体は 100 あまりである。各市道には、その地方の女性団体で協議体が構成されている。

女性団体は、その熱心な活動により、女性発展基本法や性暴力・家庭暴力関連法等の制定に大きな影響力を及ぼしている。また、政府や各地方自治体の女性政策関係の審議委員会等に参加し、政策決定に実質的に関わっている。

3 済州YWCAの活動内容

韓国ではキリスト教が盛んであり、韓国YWCAは世界で4番目の規模である。ちなみに日本は20番目。済州YWCAは1945年に創設され、1992年に大韓YWCA連合会の認定を受けた。現在、子ども、青少年活動、低所得勤労女性のための託児所、女性の避難所、女性職業訓練院、女性無料職業案内所を運営し、消費者保護運動と環境運動、女性運動を行っている。一方、社会奉仕及び女性の自我開発のための各種教育を実施している。1998年12月現在の正会員は1000名である。1998年度の支出額は18億ウォンで、そのうち約65%が国、済州道、済州市等からの補助となっている。

主な事業に労働部の認定を受けた「働く女性の家」の運営がある。専門職業教育（料理士、通訳者、洋裁士、韓服職人、土塀士、皮膚管理者等）や失業者の再就職教育等を実施している。同じ建物には、託児所や放課後学級のような施設、失業女性のための無料食堂、女性のための避難所がある。

また、済州YWCAは、家庭暴力防止法の制定時に25000名分を集めた署名運動を行った。

おわりに

IMF体制下で何よりも経済再生政策が優先される韓国において、女性政策が進展を続いているのは驚くべきことである。金大中大統領の女性政策への積極的な姿勢の現れといえる。

韓国の今後の女性政策の方向は次のとおりである。

- ①女性政策は女性にだけ恵みをもたらし、男性には機会の制限や費用の負担をかけるものであってはならない。直接的には女性に恵みがもたらされるが、男女が家庭と職場生活の両立ができるようによることによって間接的、直接的な恵みが男性と家族構成員すべてにもたらされなければならない。
- ②女性政策は教育を受けた女性人材を積極的に活用することにより、21世紀の知識・情報社会において国家競争力を高めるのに寄与するものでなければならない。
- ③女性政策は伝統的な性の役割の概念を壊し、性の役割の変化を追及する長期的視点を持つ公共政策である。
- ④女性政策は専門省庁でのみ扱うのではなく、すべての領域で主流化されるよう、長期的視点と実践課題を持つ未来志向的な方向性を持っていなければならない。
- ⑤社会の意思決定過程に女性の参加を増やす政策は、疎外された階層の意見を反映する機会を模索し、均衡のとれた視点での意思決定が可能になる民主主義の基本理念と同じ方向を持っている。

このような方向性とともに、女性政策基本計画の目標である「健康な家庭の実現と国家及び社会の発展に男女が共同で参加し、責任を分担する社会システムの構築」を達成していくことができるのか、このレポートで紹介した法律や施策はまだ始まったばかりであるが、今後女性の地位の向上のために効果的な役割を果たすことができるのかどうか、さらに注意深く見守っていくことが必要である。

【参考文献】

- 女性と韓国社会（女性韓国社会研究会編／1994年／社会文化研究所）
1998～2002 第一次女性政策基本計画（1998年／大統領直属女性特別委員会）
第一次女性政策基本計画 1998年度施行計画（1998年6月／同上）
性差別のないメディア、平等社会の実現を早める（1998年12月／同上）
女性失業者と就職希望者の求職行為と条件（1998年12月／韓国女性開発院）
1998 ソウル女性白書（1998年2月／ソウル特別市女性政策補佐官）
21世紀済州女性の発展のための済州女性意識調査報告書（1997年12月／済州道女性教育文化センター）
女性団体に対する政府財政支援の評価及び代案に関する研究（1998年／韓国女性開発院）
韓国の女性（1996年12月／（財）アジア女性交流・研究フォーラム）
韓国の女たち（仁科健一他編／1994年／株式会社社会評論社）
男女共同参画の施策と現状（平成9年度版／総理府）

CLAIR REPORT既刊分のご案内

NO	タイトル	発刊日
第 188 号	韓国の女性政策について	1999/10/29
第 187 号	オーストラリアの青少年政策－青少年の生活と直面する諸問題－	1999/10/29
第 186 号	韓国地方公務員制度について	1999/8/30
第 185 号	1998年米国中間選挙－米国の選挙制度－	1999/7/21
第 184 号	メガシティートロントの発足－トロント首都圏の広域合併問題－	1999/3/30
第 183 号	英国の外部監査制度と監査委員会	1999/3/26
第 182 号	欧州連合における姉妹都市提携	1999/3/10
第 181 号	大韓民国の1998年統一地方選挙	1999/3/10
第 180 号	アメリカにおけるホームルール	1999/3/8
第 179 号	米国地方政府における競争手法の導入－メリーランド州モンゴメリーカンティの場合	1999/2/15
第 178 号	韓国「新都市」について－住宅供給を目的とした街づくり	1999/1/14
第 177 号	シンガポールの福祉政策	1998/12/3
第 176 号	イタリアの地方自治	1998/11/20
第 175 号	イングランドのアーツセンター	1998/10/23
第 174 号	タウンミーティング－住民自治の原型－	1998/10/23
第 173 号	ドイツ地方財政制度の概要	1998/10/7
第 172 号	米国の公的芸術・文化支援政策	1998/8/10
第 171 号	ハンガリーの地方自治	1998/7/24
第 170 号	フィリピンの地方自治	1998/7/24
第 169 号	ベトナムの地方制度	1998/7/10
第 168 号	韓国的地方予算制度について	1998/7/10
第 167 号	大韓民国の第15代大統領選挙について	1998/6/25
第 166 号	オーストラリアにおける高齢者福祉	1998/6/10
第 165 号	シンガポールの産業政策	1998/5/15
第 164 号	フランスにおける地域開発－その制度の変遷と事例－(2)	1998/5/15
第 163 号	フランスにおける地域開発－その制度の変遷と事例－(1)	1998/5/15
第 162 号	オーストラリアにおけるオンブズマン制度と情報公開法について	1998/4/15
第 161 号	自治体による国際協力への支援－欧州の現状－	1998/3/27
第 160 号	タイの行政制度－地方の行政を中心に－	1998/3/5
第 159 号	トロント地域の現状と変革の動き	1998/2/25
第 158 号	欧州連合における廃棄物処理の現状	1998/2/25

CLAIR REPORT各号のタイトル、目次等の最新情報については、当協会のホームページ
<http://www.clair.nippon-net.ne.jp>をご覧下さい